

令和7年度台湾における「薩摩牛」プロモーション業務委託仕様書

1 事業名

令和7年度台湾における「薩摩牛」プロモーション業務委託仕様書

2 事業の目的

台湾において、鹿児島県産の牛肉のブランド『薩摩牛』のプロモーションを行うことにより、台湾内における日本産の農水産物への興味・認知を拡げ、販路拡大・販売・輸出促進につなげる。

3 事業費

10,000千円以内(消費税及び地方消費税含む)

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

内訳

・現地でのプロモーション活動：10,000千円

(オフラインイベント企画と実施・SNSプロモーション・コンテンツ制作など)

4 業務委託内容

業務の内容は、次に掲げるものとする。

・現地でのプロモーション活動（予算：10,000千円）

鹿児島県産の牛肉のブランド『薩摩牛』の認知拡大を図るために、現地飲食店と協力した商談会や、KOLを活用したプロモーションなどを行う。実施要項は以下のア～キの通り。

ア. 食肉製造・飲食店・一般消費者に向けた周知を目的とする。

イ. 告知方法・方針・内容は、委託者と協議の上決定し、実施すること。

ウ. SNS等の投稿内容は、投稿前に委託者の確認・承認を得ること。

エ. プロモーションは、別紙に実施想定内容を明記すること。

オ. ウェブサイトの言語は、中国語（繁体・簡体）・英語・日本語とする。

カ. 動画の撮影地は、台湾、鹿児島県、熊本県などとする。

キ. 事業終了後は、委託者へ実施成果物並びに、その製作に関係する画像・動画・デザインデータの一式を譲渡すること。

5 履行期限

令和8年3月31日（火）

6 著作権・特許権

本事業における制作物著作権に関して、下記の通りとする。

- ① 受託者は、本業務で制作された成果物に関し、すべての著作権（財産権）を、委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 本業務作成物で使用する文章・写真・動画等はすべて委託者内での権利物、又は委託者が第三者への提供が可能なものののみを使用する。
- ③ 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
- ④ 本業務の成果物は、委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、別ホームページへの掲載等）できるものとする。
- ⑤ 本業務の成果物に係る著作権・特許権、その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。

7 留意点

本委託業務の実施にあたり、下記を遵守すること。

- ① 進捗状況等については適宜協議を行うこと。
- ② 本仕様書で定めた事項に関して懷疑が生じたとき、又は、定めのない事項で事務に必要な事項は、委託者・受託者が協議して定めるものとする。
- ③ 台湾国内における宗教的または政治的ルールに違反しない内容であること。